

帝京科学大学特別講義

平成 28 年 10 月 3 日〔月曜日〕

山梨学院大学法科大学院特任教授

込山芳行

## 『知らないと怖い 大学生向けのお金・契約の話』

### 、はじめに

日常生活と取引社会

生活用品の供給・・・自給自足以外は取引から

### 、民事不介入の原則〔私的自治・個人主義〕

資本主義社会とは何か・・・憲法 22 条 項、29 条 項、民法 206 条

権利とは何か・・・法の認めた意思の力、法の保護する利益

物権、債権、債務とは何か

契約とは何か・・・当事者の合意内容の実現に対する法の保護 = 公力救済

・・・法律効果〔債権、債務〕の発生する取引が契約

例えば、具体的な売買取引の場合〔民法 555 条〕

申込の誘引、申込、承諾 = 契約の成立、債務の履行 = 取引の終了

結果として、売主には、支払請求権〔債権〕が発生、他方で商品引渡責任（債務）が

発生し、買主には、商品引渡請求権〔債権〕発生、他方で支払責任（債務）が発生

### 、契約自由の原則とその修正

以下の内容は、条文化されていないが、私法上当然の前提となっている。

契約締結の自由

相手方選択の自由

内容・数量の自由

方式の自由

結果として、右を徹底すると経済的弱者〔経済格差〕が生まれる。

各種の修正原理・・・例えば利息制限法による利率の規制

### 、債務不履行責任

履行遅滞〔民法 412 条〕  
受領地帯〔民法 413 条〕  
不完全履行〔民法 415 条〕  
履行不能〔415 条、543 条〕  
損害賠償責任〔民法 415 条、416 条〕  
契約の解除権  
法定解除権〔民法 541 条～543 条〕  
約定解除権〔民法 540 条〕  
手付による解除〔民法 557 条〕

、その他 時間が余ったら  
法体系と社会法  
公法と私法  
社会法と経済法  
憲法改正は必要か

## 資料

### 憲法

- 第 22 条 何人も公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。
- 第 29 条 財産権は、これを侵してはならない。
- 項 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。
- 項 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる

### 民法

- 第 175 条 物権は、この法律その他の法律に定めるもののほか、創設することができない。
- 第 206 条 所有者は、法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益及び処分をする権利を有する。

第 412 条 債務の履行について確定期限があるときは、債務者は、その期限の到来した時から遅滞の責任を負う。

2 債務の履行について不確定期限があるときは、債務者は、その期限の到来したことを知った時から遅滞の責任を負う。

3 債務の履行について期限を定めなかったときは、債務者は、履行の請求を受けた時から遅滞の責任を負う。

第 413 条 債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができないときは、その債権者は、履行の提供があった時から遅滞の責任を負う。

第 414 条 債務者が任意に債務の履行をしないときは、債権者は、その強制履行を裁判所に請求することができる。ただし、債務の性質がこれを許さないときは、この限りでない。

第 415 条 債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。債務者の責めに帰すべき事由によって履行をすることができなくなったときも、同様とする。

第 416 条 債務の不履行に対する損害賠償の請求は、これによって通常生ずべき損害の賠償をさせることをその目的とする。

2 特別の事情によって生じた損害であっても、当事者がその事情を予見し、又は予見することができたときは、債権者は、その賠償を請求することができる。

第 417 条 損害賠償は、別段の意思表示がないときは、金銭をもってその額を定める。

第 540 条 契約又は法律の規定により当事者の一方が解除権を有するときは、その解除は、相手方に対する意思表示によってする。

2 前項の意思表示は、撤回することができない。

第 541 条 当事者の一方がその債務を履行しない場合において、相手方が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、相手方は、契約の解除をすることができる。

第 543 条 履行の全部又は一部が不能となったときは、債権者は、契約の解除をすることができる。

ただし、その債務の不履行が債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

第 549 条 贈与は、当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思表示し、相手方が受諾をすることによって、その効力を生ずる。

第 550 条 書面によらない贈与は、各当事者が撤回することができる。ただし、履行の終わった部分については、この限りでない。

第 555 条 売買は、当事者の一方がある財産権を相手方に移転することを約し、相手方がこれに対してその代金を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。

第 557 条 買主が売主に手付を交付したときは、当事者の一方が契約の履行に着手するまでは、買主はその手付を放棄し、売主はその倍額を償還して、契約の解除をすることができる。

#### 利息制限法

第 1 条 金銭を目的とする消費貸借における利息の契約は、その利息が次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める利率により計算した金額を超えるときは、その超過部分について、無効とする。

- 一 元本の額が十万円未満の場合 年二割
- 二 元本の額が十万円以上百万円未満の場合 年一割八分
- 三 元本の額が百万円以上の場合 年一割五分